

平成22年2月26日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

## GW7つの卵 約款変更に係る異議申立の手続きについて

### 【異議申立の根拠】

- 「GW7つの卵」の約款変更にあたり、平成19年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条とその関連法令に基づいて、お客様は異議申立を行なうことができます。

### 【対象ファンド】

- GW7つの卵（以下、当ベビーファンドといいます。）  
マザーファンド：海外債券グローバル・ラップマザーファンド

### 【異議申立の方法】

- このたびの約款変更にご異議のあるお客様は、平成22年2月26日から平成22年4月1日までの間に、下記の必要記載事項をご記入の上、ハガキまたは封書にて弊社までご郵送下さい。  
なお、異議申立書の受付は平成22年4月1日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承下さい。

#### <必要記載事項>

- ①発信日（日付）：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ②お名前・お電話番号・ご住所：「GW7つの卵」を保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ご購入の販売会社・部支店名・口座番号：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名・部支店名・口座番号をご記入下さい。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ④ファンドの名称：「GW7つの卵」とご記入下さい。
- ⑤保有口数：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、平成22年2月26日現在で保有されているファンドの受益権口数をご記入下さい。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ⑥ご異議を申し立てる旨の文言  
：一例として、「上記ファンドの平成22年5月18日の約款変更に関する異議を申し立てます。」などの主旨の記載をお願いいたします。

#### <異議申立書の送付先>

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー  
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

### 【異議申立の判定】

- 今回対象となるマザーファンドには、当ベビーファンドのほか複数の別ベビーファンドがあり、全てのベビーファンドにおいて同様の異議申立手続きを行なっております。したがって、異議申立の受益権口数の集計は次のように行なうこととします。期間中（平成22年2月26日から平成22年4月1日まで）にご異議を申し出られたお客様が保有する平成22年2月26日現在の各ベビーファンドにおける受益権口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が平成22年2月26日現在におけるマザーファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、平成22年4月9日に届出を行ない、平成22年5月18日をもって約款変更させていただきます。

—引き続き、裏面もご覧下さい。—

**【買取請求】**（平成19年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」  
第30条の2に基づく買取請求）

- 約款変更を行なうこととなった場合、ご異議を申し出られたお客様は平成22年4月10日より平成22年5月6日までの間に、ファンドの受託会社（日興シティ信託銀行株式会社、以下同じ）に対して、平成22年2月26日時点で保有する受益権について当該ファンドの信託財産をもって買取を弊社所定の手続きに基づいて請求することができます。（買取請求手続きについては、ご異議を申し出られたお客様に対して、あらためてご案内させていただきます。）
- なお、ご異議を申し出られたお客様が必ず買取請求しなければならないわけではありません。
- 引き続き保有していただくことも、従来通りご売却いただくこともできます。

**【買取価額】**

- 買取価額は、この約款変更が行なわれない場合に当該受益権（ファンド）が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額）とします。
- なお、一部解約時と同様、この買取によって生じた差益は譲渡所得とみなされ、原則としてお客様ご自身で確定申告を行なっていただくこととなります。
- 買取請求による換金の場合、受託会社からお客様の口座への送金に係る手数料および買取計算書の郵送費用をお客様にご負担いただきます。

**【個人情報の取扱について】**

- ご異議の申出によって弊社が取得したお客様に関する情報は、異議申立、買取請求の手続きを行なうために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- お客様に関する情報は、漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの保護のために適切に管理されます。
- 下記の場合を除き、お客様に関する情報をお客様のご同意なく第三者に開示することはありません。（お客様個人を特定できない集計資料等は含みません。）
  - ① お客様にお知らせした利用目的のために、販売会社、受託会社に対する開示が必要な場合。（この場合、弊社は当該会社に対して、お客様に関する情報の厳重な管理を求め、目的以外の利用を行なわせないようにいたします。）
  - ② 司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合。
- お客様が弊社に提出された個人情報の照会および修正等をご希望される場合には、同封の「約款変更に関するQ&A」に記載するお問合せ窓口までご連絡下さい。

**【ご注意点】**

- 異議申立書につきましては、<必要記載事項>の記載漏れがないようお願いいたします。弊社から販売会社へ記載内容の確認を行ないますので、部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等には、異議申立の意思表示が無効となる場合があります。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）

以上

お手続きの概要については、同封の「約款変更に関するQ&A」をご参照下さい。